

足利市でサテライトオフィスを開設しませんか？

～足利市サテライトオフィス整備事業費補助金のご案内～

今般発生したコロナウイルス感染症は、企業活動に多大な影響を及ぼしています。

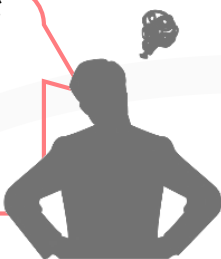
しかし、そのような状況下において、感染症対策とICT等がもたらした「新たな働き方」に対する取組みは、国内外の企業で加速し、テレワーク等の導入がメディアに取り上げられることも多くなりました。

そこで、足利市では、アフターコロナを見据え、**有事における事業者の事業継続を支援し、新たな働き方を促進させるため、サテライトオフィスの開設に必要な改修費用の一部を支援**させていただきます！

こんな方に活用いただける制度です！

市外企業の皆さま

- ・**新たな働き方への対応**が迫られている。
- ・業務継続のため**事務機能の分散**が必要
- ・**従業員を守り、雇用を継続**するために対策が必要



空き物件所有者の皆さま

- ・**使い道のない不動産**を持っている。
- ・誰かに貸したいが、借り手が見つからない。
- ・**建物を改修したいがお金**がかかる。



市内企業の取引先企業の皆さま

- ・良く足利に来るが**事務スペースがない**。
- ・他社に聞かれたくない話もある。
- ・**簡単な会議室が欲しい**。



支援制度の概要

補助対象者	○市内の空き物件などを活用してサテライトオフィスを開設する企業 ○市内の空き物件などを所有している方で、当該物件を改修してサテライトオフィスとして売買若しくは賃貸借を行う方
補助対象経費	空き物件などをサテライトオフィス化するために必要な改修費 【例】インターネット環境整備費、電話回線・電気配線工事費、照明・空調・セキュリティー関連機器の整備費、パーテーションの設置費など
補助額	補助対象経費の1/2 (1,000円未満切り捨て) 最大200万円
補助条件	○ 3年以上継続してサテライトオフィスとして維持、運営される見込み があること ○改修工事完了後、取組み内容の公表に同意すること ○その他の法令に違反のないこと ○市税に滞納がないこと など諸条件有 ※ すでに改修工事を完了している、または改修工事中であるものにつきましては、補助対象外 となります。

【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 工業振興課 工業担当

〒326-8601 足利市本城3丁目2145 (本庁舎別館3階)

電話：0284-20-2110 FAX:0284-20-2259 E-mail：kougyou@city.ashikaga.lg.jp

制度利用の流れ（一例）

以下に、足利市にサテライトオフィスを開設する基本的な流れの一例を、空き物件の利用者と空き物件の所有者に分けて解説します。**制度の利用を検討される場合、まずはお問い合わせを！**



申請について

(1) 申請書類 ※指定様式につきましては、市ホームページよりダウンロードしてください。

No.	申請書類	企業等	所有者
1	交付申請書（指定様式あり）	○	○
2	事業計画書（指定様式あり）	○	○
3	整備に要する経費の見積書や明細書の写し	○	○
4	空き物件所有者の改修工事同意書又は賃貸借契約書の写し	○	—
5	空き物件の所有者を明らかにする書類	○	○
6	誓約書（指定様式あり）	○	○
7	空き物件の間取り等が分かるもの	○	○
8	【法人】登記事項証明書、【個人事業主】開業届などの写し	○	○
	【個人】身分を証明する書類の写し	—	

(2) 申請先・申請方法

【申請先】足利市役所 産業観光部 工業振興課 工業担当 0284-20-2110

【申請方法】持参のみ（申請書類の内容について説明の出来る方がお持ちください。）

※申請書類の**受付は随時**行っています。